

新旧対照表

○千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条第一号の規則で定める者)</p> <p>第一条の二 条例第二条第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 条例第五条本文に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）又は条例第二条第五号に規定する大学院修士課程（以下「大学院修士課程」という。）に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者 四 一年間県内において准看護師の業務に従事していた者 <p>(業務に従事する施設)</p> <p>第二条 条例第三条第二項第一号の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第八号に規定する施設については助産師として、第九号に規定する施設については保健師として業務に従事する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号に規定する病院を除く。） 二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院 三 国立及び国立以外のハンセン病療養所 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所 	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条第一号の規則で定める者)</p> <p>第一条の二 条例第二条第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 条例第五条本文に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）又は条例第二条第五号に規定する大学院修士課程（以下「大学院修士課程」という。）に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者 四 一年間県内において准看護師の業務に従事していた者 <p>(業務に従事する施設)</p> <p>第二条 条例第三条第二項第一号の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第八号に規定する施設については助産師として、第九号に規定する施設については保健師として業務に従事する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号に規定する病院を除く。） 二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院 三 国立及び国立以外のハンセン病療養所 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

五 削除

- 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 七 児童福祉法第六条の二の二第三項の規定により指定された医療機関
- 八 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康センター
- 九 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村の施設
- 十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 十二 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所
- 十三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所
- 2 条例第八条第三号の規則で定める施設は、前項第一号から第十一号までに掲げる施設（同項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる施設（同項第一号に掲げる施設にあつては、医療法第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の施設に限る。）にあつては、県内に存する施設とする。）及び前項第十二号及び第十三号に掲げる施設（県内に存する施設とし、県内に存する前項第一号から第八号まで及び第十一号のいずれかの施設において三年以上業務に従事した者が業務に従事する場合に限る。）とする。
- 3 条例第三条第二項第二号の規則で定める事業所及び施設、条例第八条第四号の訪問看護事業所等並びに条例第八条第五号及び第九条第一項第二号の規則で定める訪問看護事業所等は、県内に存する第一項第一号、第四号及び第十一号から第十三号までに掲げる施設とする。
- 4 条例第十条第五号の規則で定める訪問看護事業所等は、県内に存する第一項第十二号及び第十三号に掲げる施設とする。

（業務に従事する地域）

五 削除

- 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 七 児童福祉法第六条の二の二第三項の規定により指定された医療機関
- 八 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康センター
- 九 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村の施設
- 十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 十二 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所
- 十三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所
- 2 条例第八条第三号の規則で定める施設は、前項第一号から第十一号までに掲げる施設（同項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる施設（同項第一号に掲げる施設にあつては、医療法第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の施設に限る。）にあつては、県内に存する施設とする。）及び前項第十二号及び第十三号に掲げる施設（県内に存する施設とし、県内に存する前項第一号から第八号まで及び第十一号のいずれかの施設において三年以上業務に従事した者が業務に従事する場合に限る。）とする。
- 3 条例第三条第二項第二号の規則で定める事業所及び施設、条例第八条第四号の訪問看護事業所等並びに条例第八条第五号及び第九条第一項第二号の規則で定める訪問看護事業所等は、県内に存する第一項第一号、第四号及び第十一号から第十三号までに掲げる施設とする。
- 4 条例第十条第五号の規則で定める訪問看護事業所等は、県内に存する第一項第十二号及び第十三号に掲げる施設とする。

第二条の二 条例第三条第三項、第八条第三号及び第六号、第九条第二項第一号及び第四項第一号並びに第十条第四号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に定める地域とする。

地域の区分	地域
香取海匝保健医療圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅保健医療圏	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町

(大学院修学資金の貸付けを受けた者に係る業務)

第三条 条例第八条第五号、第九条第一項第二号及び第十条第五号の規則で定める業務は、第二条第一項第一号、第四号及び第十一号に掲げる施設における業務とする。

(申請手続)

第四条 条例第六条第一項の規定による修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の修学資金貸付申請書には、養成施設に在学する者にあつては当該養成施設の長の、大学院修士課程に在学する者にあつては当該大学院を置く大学の学長の推薦書（別記第二号様式）を添えなければならない。

3 第一項の修学資金貸付申請書には、連帯保証人となるべき者の保証書（別記第三号様式）を添えなければならない。

(誓約書)

第五条 条例第六条第二項の通知を受けた者は、遅滞なく誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第六条 条例第六条第一項本文に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計

(新設)

(大学院修学資金の貸付けを受けた者に係る業務)

第三条 条例第八条第五号、第九条第一項第二号及び第十条第五号の規則で定める業務は、第二条第一項第一号、第四号及び第十一号に掲げる施設における業務とする。

(申請手続)

第四条 条例第六条第一項の規定による修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の修学資金貸付申請書には、養成施設に在学する者にあつては当該養成施設の長の、大学院修士課程に在学する者にあつては当該大学院を置く大学の学長の推薦書（別記第二号様式）を添えなければならない。

3 第一項の修学資金貸付申請書には、連帯保証人となるべき者の保証書（別記第三号様式）を添えなければならない。

(誓約書)

第五条 条例第六条第二項の通知を受けた者は、遅滞なく誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第六条 条例第六条第一項本文に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計

を當むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

- 2 借受人は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 第四条第三項の規定は、連帯保証人を変更したときに準用する。

（貸付決定取消事由等の届出）

第七条 借受人は、次の各号に該当するときは、速やかに辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（別記第六号様式）を知事に届け出なければならない。

- 一 辞退したとき
- 二 退学したとき
- 三 休学したとき
- 四 停学になつたとき
- 五 長期欠席したとき

六 第三号から第五号までの規定による届出をした者が復学したとき

- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署のうえ、借受人死亡届（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還届の提出）

第八条 借受人は、条例第八条各号に該当するときは、直ちに修学資金返還届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還免除の申請）

第九条 条例第九条の規定により、修学資金の返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（業務従事期間の計算）

第十条 条例第九条第一項から第三項までに規定する業務従事期間の計算は、月数による。

を當むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

- 2 借受人は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 第四条第三項の規定は、連帯保証人を変更したときに準用する。

（貸付決定取消事由等の届出）

第七条 借受人は、次の各号に該当するときは、速やかに辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（別記第六号様式）を知事に届け出なければならない。

- 一 辞退したとき
- 二 退学したとき
- 三 休学したとき
- 四 停学になつたとき
- 五 長期欠席したとき

六 第三号から第五号までの規定による届出をした者が復学したとき

- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署のうえ、借受人死亡届（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還届の提出）

第八条 借受人は、条例第八条各号に該当するときは、直ちに修学資金返還届（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還免除の申請）

第九条 条例第九条の規定により、修学資金の返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（業務従事期間の計算）

第十条 条例第九条第一項及び第二項に規定する業務従事期間の計算は、月数による。

(債務免除の計算方法)

第十一條 条例第九条第四項第一号の規定により、免除することができる返還の債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第七条第二項の規定により修学資金の貸付けを受けなかつた期間を除き、かつ、この期間が二年に満たないときは二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

一 条例第四条第一項に規定する保健師修学資金等（以下「保健師修学資金等」という。）の特別貸付けを受けた者が条例第八条第三号に規定する二百床未満の病院等（以下「二百床未満の病院等」という。）において引き続き業務に従事した場合 二百床未満の病院等における業務従事期間

二 地域特別貸付けを受けた者が条例第八条第三号に規定する県内の規則で定める地域（以下「指定地域」という。）において引き続き業務に従事した場合 指定地域における業務従事期間

三 一般貸付けを受けた者が県内において引き続き業務に従事した場合 県内における業務従事期間

2 前条の規定は、条例第九条第四項第一号の期間の計算について準用する。

(返還猶予の申請)

第十二条 条例第十条の規定により、修学資金の返還猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第十三条 条例第十二条第二項の規定により、延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

(学業成績表等の提出)

第十四条 保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設に、条例第二条第五号に規定する大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては大学院修士課程に在学している期間、学業成績表及び健康診断書を毎年三月三十

(債務免除の計算方法)

第十一條 条例第九条第三項第一号の規定により、免除することができる返還の債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第七条第二項の規定により修学資金の貸付けを受けなかつた期間を除き、かつ、この期間が二年に満たないときは二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

一 条例第四条第一項に規定する保健師修学資金等（以下「保健師修学資金等」という。）の特別貸付けを受けた者が条例第八条第三号に規定する二百床未満の病院等（以下「二百床未満の病院等」という。）において引き続き業務に従事した場合 二百床未満の病院等における業務従事期間
(新設)

二 一般貸付けを受けた者が県内において引き続き業務に従事した場合 県内における業務従事期間

2 前条の規定は、条例第九条第三項第一号の期間の計算について準用する。

(返還猶予の申請)

第十二条 条例第十条の規定により、修学資金の返還猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第十三条 条例第十二条第二項の規定により、延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

(学業成績表等の提出)

第十四条 保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設に、条例第二条第五号に規定する大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては大学院修士課程に在学している期間、学業成績表及び健康診断書を毎年三月三十

一日までに保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設の長の、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては当該大学院を置く大学の学長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、当該養成施設の長又は当該大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経ないで知事に提出することができる。

（借用証書の提出）

第十五条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十二号様式）を施設の長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に提出することができる。

（就業変更届の提出）

第十六条 条例第十条第四号の規定による修学資金の返還猶予を受けた者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十七条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日現在の現況報告書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（氏名変更届等の提出）

第十八条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の連署）

第十九条 借受人は、第四条、第六条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十五条の規定による申請書、届及び借用証書を知事に提出しようとするときは、連帯保証人と連署のうえ、提出しなければならない。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付

一日までに保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設の長の、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては当該大学院を置く大学の学長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、当該養成施設の長又は当該大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経ないで知事に提出することができる。

（借用証書の提出）

第十五条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十二号様式）を施設の長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に提出することができる。

（就業変更届の提出）

第十六条 条例第十条第四号の規定による修学資金の返還猶予を受けた者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十七条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日現在の現況報告書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（氏名変更届等の提出）

第十八条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の連署）

第十九条 借受人は、第四条、第六条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十五条の規定による申請書、届及び借用証書を知事に提出しようとするときは、連帯保証人と連署のうえ、提出しなければならない。

条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。